

座間市教育委員会 10月定例会会議録

- 1 開会日時 令和元年10月9日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 座間市役所5階教育委員会室
- 3 出席委員 教育長 木島 弘
 教育長職務代理者 鈴木 義範 教育委員 天野 久美
 教育委員 小井田 由美子 教育委員 馬場 悠男
- 4 出席職員 教育部長 石川 俊寛 教育総務課長 高木 力
 学校教育課長 野澤 慎 保健給食担当課長 福田 進
 教育指導課長 小川 雅嗣 教育研究所長 江崎 厚史
 生涯学習課長 松崎 佳子 図書館長 石田 恵子
- 5 書 記 古川 武夫 中坪 祐貴

6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	26	令和元年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領の制定について	学校教育課長	承認
2	27	座間市市史編さん審議会委員の解嘱について	生涯学習課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	提案説明者	結果
1	22	座間市市史編さん調査員の解嘱について	生涯学習課長	—
2	23	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—

教育長 ただいまより、10月定例教育委員会を開会いたします。
 お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 それでは、会期は10月9日今日一日といたします。
 次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に天野委

員と馬場委員を指名いたします。

それでは、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過報告として、いくつかの行事についてはその詳細をお伝えいたします。

<教育長報告>

教育長 9月11日（水）定例教育委員会、教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、小井田委員、天野委員出席です。

9月11日（水）叙勲伝達式、教育長出席です。

9月11日（水）栗原中学校吹奏楽部激励式（第25回東関東吹奏楽コンクール出場）、教育長出席です。結果は銅賞でした。

9月12日（木）第43回座間市青少年健全育成大会起草委員会議、教育長出席です。

9月14日（土）中学校体育祭、教育長、鈴木委員、小井田委員、天野委員出席です。

9月16日（月）第46回座間市福祉大会があり、教育長が出席いたしました。最優秀福祉推進作文、標語の表彰があり、最優秀賞を受賞した小学生や中学生が作文を朗読し、出席者から大きな拍手をいただきました。

9月16日（月）薬物乱用防止街頭キャンペーン、教育長出席です。

9月22日（日）第36回座間市自治会役員研修大会、教育長出席です。

9月26日（木）学校訪問C（相模中学校）、教育長、鈴木委員、小井田委員、天野委員出席です。

9月28日（土）小学校運動会（栗原小学校、立野台小学校、中原小学校を除く8校）、教育長、鈴木委員、小井田委員出席です。

9月29日（日）令和元年度座間市国際親善大使2期生20名の任命式があり、教育長、鈴木委員、小井田委員、天野委員が出席いたしました。20名のうち、今回は小学6年生が5名任命されており、市長から任命書が一人ひとりに手渡されました。

9月30日（月）市議会第3回定例会閉会、教育長出席です。

9月30日（月）第2回県央教育事務所管内教育長会議、教育長出席です。

10月1日（火）臨時教育委員会、教育長、教育長職務代理者、天野委員、小井田委員、馬場委員出席です。

10月1日（火）令和元年度第1回総合教育会議があり、教育長と全委員が出席いたしました。「学校施設の目指すべき姿について」市長と教育委員会の協議・調整が行われ、学校施設、社会教育施設についても、市の公共施設再整備計画と整合させて取り組んで行くことが話し合われました。

10月1日（火）学校訪問A（西中学校）、教育長、教育長職務代理者、天野委員、小井田委員出席です。

10月2日（水）定例校長会議、教育長出席です。

10月2日（水）いさま会役員会、教育長、教育長職務代理者出席です。

10月4日（金）事後調整会議、教育長出席です。

10月4日（金）一般社団法人座間青年会議所創立40周年記念式典・祝賀会、教育長、教育長職務代理者出席です。

10月6日（日）座間市民レクリエーション緑ヶ丘地区大会、教育長出席です。

10月6日（日）座間市民レクリエーション栗原地区大会、教育長出席です。

10月6日（日）座間市民芸術祭民踊連盟・銭太鼓連盟合同発表会、教育長出席です。

10月6日（日）第25回座間市民音楽祭演奏の部、教育長出席です。

以上です。ただいまの経過報告について、ご意見、ご質問等ございますか。

教育長 ご質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、議案の審議に移ります。

それでは、議案第26号「令和元年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領の制定について」、野澤学校教育課長、お願いいたします。

野澤課長 議案第26号「令和元年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領の制定について」、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第8号の規定により、令和元年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を別紙のとおり制定するものでございます。提案理由でございますが、令和元年度末人事異動を実施するに当たり提案するものでございます。それでは5ページをお開きください。令和元年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領（案）とさせていただきます。昨年度から比べて一部変更になった点がございます。該当箇所になりましたら、詳細について説明いたします。座間市教育委員会は、神奈川県公立学校教職員人事異動方針に基づき、令和元年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を次のように定めます。こちらの神奈川県公立学校教職員人事異動方針といいますが、7ページにございます。大きく3つのことを言われております。適材を適所に配置すること、教職員の編成を刷新強化すること、全県の視野に立って広く人事交流を行うこと、ということでございます。5ページにお戻りください。必要に応じて説明をさせていただきます。1 異動の時期、採用（転任採用を含む）、配置換及び昇任は4月1日付け、退職は3月31日付けで行うことを原則とする。2 転任及び配置換、これにつきましては、（1）から（8）まで読み上げさせていただきます。

(1) 校種を異にする異動について積極的にを行うものとする。(2) 他市町村との人事交流に努めるものとする。(3) 学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮するものとする。(4) 原則として同一校勤続3年以内の者は、異動の対象にしないものとする。ただし、校種を異にする異動及び特別支援学級担任予定者は除くものとする。

(5) 同一校に多年勤務する者については、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続7年から9年を限度として異動の対象とするものとする。(6) 新規採用から同一校に多年勤務するものについては、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続(非常勤任用・臨時的任用期間も含む)5年から6年を限度として異動の対象とするものとする。(7) 中学校においては、許可教科担任の解消を図るよう努力するものとする。こちらの許可教科担任といいますのは、教科の免許を持っていない場合でも、県に申出て許可をもらうことによって、持っていない免許の教科について授業を行うことができるものではございますが、座間市では現在該当する教員はおりません。(8) 小学校・中学校から高等学校・特別支援学校への異動については、別に定めるものとする。(9) から(12)につきましては、実際の異動希望の申出に係る申出書の記載方法や地域区分等になりますので、ここでは省略をさせていただきますが、(9)のイに変更点がございますので、その点のみご説明いたします。希望地域及び希望学校の記入方法ですが、今年度は記載のとおり、希望地域については第1希望から第3希望までの3地域を必ず記入し、当該地域に含まれる学校について希望の順に列記することといたしました。昨年度までは、第1希望、第2希望の順に2地域を選択する、となっておりました。つまり、希望地域の選択数を、第2希望までだったところを第3希望まで記入してもらうものへと変更いたしました。理由は、異動対象地域を広げることで、より人事異動方針に沿ったものとなることを期待してのこととございます。昨年度までの実際の記入状況も、ほとんどの方が第3希望まで記入していただいております。実質、変更による大きな混乱はないものと考えております。ではページをおめくりください。3 新規採用、教員の新規採用にあたっては、当該学校の教職員構成を検討し許可教科の解消に努め、清新な気風を導入するよう配慮するものとする。

(1) 採用内申を行うにあたっては、次のことに留意するものとする。ア 面接を行い、人物について把握すること。イ 本人が有する免許状について確認すること。ウ 現に職務を有する者については、その履歴、勤務状況等について調査し、現所属長の発行する調書、履歴書等を確認すること。(2) 新規採用教員の配置については、初任者研修制度を踏まえて、一般教員の配置換等異動計画を進めるなかで適切に行うものとする。4の勸奨退職につきましては、別に定める要綱により行うものとする、ということになっております。5 この要領に規定するもののほか、任免その他人事に関する取り扱い及び手続き等に関し必要な事項は、別に定める。なお、県教育委員会による県費負担教職員等人事異動要綱と差違が生じた場合は県に準じるもの

とする。となっております、以上です。

教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご質問等ございますか。

教育長 ご質問等もないようですので、議案第26号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議等無いようですので、議案第26号「令和元年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領の制定について」は承認いたします。

お諮りします。議案第27号「座間市市史編さん審議会委員の解嘱について」から、報告第23号「県費負担教職員の任用について」は、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認め、当案件は非公開といたします。

(議案第27号「座間市市史編さん審議会委員の解嘱について」から、報告第23号「県費負担教職員の任用について」までは非公開)

教育長 本日の案件は以上です。

その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

教育長 よろしいでしょうか。

では、次回の定例会は令和元年11月13日(水)午前9時30分から教育委員会室で開催します。

以上で10月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

(午前9時55分閉会)